

京都市教育長訓令甲第2号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

京都市教育長 在田正秀

別表総務部長の項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 会計年度任用職員の任用，給与決定等に関すること。

別表総務課長の項第1号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員（京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則第3条第1項に規定する1級1号給職員に限る。）及び臨時的任用職員」に、「及び給与決定等」を「，給与決定等」に改める。

別表教職員人事課長の項第1号中「嘱託員」の右に「，会計年度任用職員（別に定める者に限る。）」を加える。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)